

議案第 84 号

鎌倉市職員の任用に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市職員の任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月 17 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の採用について、選考により採用できる職の規定の追加を行う
おうとするものである。

鎌倉市職員の任用に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の任用に関する条例（昭和31年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条第3項に規定する職の職員及び技能労務職職員の採用」を「第8条第1項又は第2項の規定により選考による採用をする場合」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる職の職員の採用は、選考によることができる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者をもつて補充しようとする職

(2) 前号に定める職のほか競争試験によることが適当でないと任命権者が認める職

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。